

○守山市図書館協議会条例

昭和 52 年 12 月 24 日

条例第 29 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 16 条の規定により守山市立図書館に守山市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平 12 条例 4 ・ 一部改正)

(定数)

第 2 条 協議会の委員の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者の中から任命する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(平 24 条例 9 ・ 全改)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。